

令和4年度第3回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年6月14日(火)
午前9時30分 ～ 午前11時01分
場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 17 名
出 席 総 数 16 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	新久保 克己	出席
3	欠 番	—
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人 1名

令和4年度第3回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数17名のうち、本日出席の委員は16名、欠席者は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第3回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号4番 藤野俊孝委員と、議席番号5番 田崎育子委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書、1ページをお開きください。

1番 申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図

は4、5ページ、公図は6ページで、土地利用計画図は7ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から、北西へ約700mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、一時的に現場事務所を設置するものでございます。申請理由は、造成工事の施工に必要な現場事務所を工事現場に隣接している申請地に整備するもので、借受人の要望に貸付人が応じたものでございます。使用貸借による権利の設定でございます。

本件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。申請地周辺には、青線で分断された農地のみで、生活雑排水の発生はなく、し尿は、汲み取り式で、雨水のみ、農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、許可後2箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

1ページに戻りまして、2番 申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は8、9ページ、公図は10ページで、土地利用計画図は11ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から、北西へ約1.2kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、資材置場でございます。申請理由は、既存の資材置場が、宅地造成に伴い利用できなくなることから、下関市の中心地で、利便性に優れている申請地に計画したもので、譲受人の要望に、申請地を耕作していない各譲渡人が応じたものでございます。所有権の移転となっております。

本件にも、一体利用地はなく、譲受人が所有している業務用車両は、車検証の写しで台数が確認でき、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

土砂流出対策としては、申請地には、一部隣接した農地がございますが、見切りブロックを設置する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝又は隣接地に放流されますが、土地所有者である譲渡人は承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、2ページをお開きください。3番 申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は12、13ページ、公図は14ペー

ジで、土地利用計画図は15ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から、北東へ約750mに位置する農地で、令和3年度第9回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、意見なしとした案件で、令和4年6月9日付けで、農用地から除外された農地で、除外後は、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、「第1種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、農家住宅でございます。申請理由につきましては、両親が高齢になったことから、父親所有の[REDACTED]申請地に農家住宅の建築を計画したもので、借受人からの要望に父親である貸付人が応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

本案件の一体利用地は、市道加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。なお、議案書の備考欄にも記載しておりますが、都市計画法適合証明の敷地面積と、農業振興地域整備計画の敷地面積の違いは、算出方法によるものでございます。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、コンクリートブロック塀を新設する計画となっており、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに、貸付人所有の私設の農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

2ページに戻りまして、4番 申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は16、17ページ、公図は18ページで、土地利用計画図は19ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から、南東へ約1.5kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、墓地でございます。申請理由は、宗教法人である譲受人が、墓地を所有していないことから、門徒の利便性の向上を目的に申請地に墓地の整備を計画したもので、譲受人の代表役員でもある譲渡人から所有権を移転するものでございます。寄付による所有権移転となっております。

本件には、一体利用地はございません。なお、添付書類に墓地、埋葬等に関する法律に係る届出書が添付されておりましたが、申請者からは、所有権移転後に届出を行うとの報告を受けており、事務局からも市担当課に確認したところ、同様の説明でございました。

申請地には、隣接した農地が一部ございますが、ブロック塀を設置する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ隣接地に放流されますが、土地所有者である譲受人は、承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、申請地は、平成7年頃から墓地として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、3ページをお開きください。5番 申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は20、21ページ、公図は22ページで、土地利用計画図は23ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から、北西へ約500mに位置している、「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、特定建築条件付売買予定地4区画を整備するもので、申請理由につきましては、申請地周辺にて宅地開発の実績がある譲受人が、宅地化が進行し、交通の便も良く、商業施設からも近く、住宅の需要が大いに見込まれる申請地に計画したもので、高齢となり農業後継者もいない各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地の雑種地1筆は、譲受人の所有地で、公衆用道路の1筆については、土地所有者から、開発行為の同意書が提出されています。残りの一体利用地は、市道及び法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な各申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地は、法定外公共物等で分断された農地のみで、擁壁を設置する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに、既存の道路側溝から農業用排水路に放流されますが、地元自治会長に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本案件は、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等の条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

3ページに戻りまして、6番 申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は24、25ページ、公図は26ページ、土地利用計画図は27ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、南へ約2.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、資材置場でございます。

14番1の転用面積が、240㎡のうち231㎡となっておりますが、携帯電話無線基地局の設置を目的に既に転用届出済みの9㎡を除いた部分が、この度の申請面積となっております。申請理由につきましては、譲受人は、現在、資材置場はなく、造成工事に必要な埋土を確保し保管する用地が必要なことから、永続的に資材置場として利用するのに最適である申請地に計画したもので、譲渡を希望していた各譲渡人に再確認し、譲り受けることとしたと申請書には記載されております。売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており確保は確実であると判断しております。

本日、お配りいたしました、議案第1号6番の関係資料をご覧ください。

事務局で、提出された土地利用計画図を確認しましたが、申請地の1筆である14番1の利用計画が何も記載されておりませんので、14番1については、転用目的の必要性が確認できておりません。

続きまして、申請地への進入路でございますが、1番の県道からなのか、2番又は3番の国道からなのか、若しくはそれ以外の場所からなのかが不明でございます。ただし、1番に、6.9mとの記載がございますのでこちらを進入路として利用するのであれば、現地確認で、県道の縁石を確認しましたので、管理者に対し手続きし、縁石の撤去が必要と思われる、一体利用地と15番の通行承諾が必要と考えます。また、国道2番からの進入は小型車両であれば可能だと思われませんが、幅員が狭く大型車両の乗り入れは困難な上、利用計画上の搬入は困難と思われる。国道3番は、国道と申請地の間に高低差があること又、利用計画では接合しておらず、車両の乗り入れはできないと思われま。

続きまして、利用計画でございます。提出されている事業計画書の事業の概要欄には、埋土、真砂土、コンクリート製品、庭木等の仮植え等の置場として利用するとの記載がございますが、事業計画書及び土地利用計画図の利用計画には、埋土、真砂土、石材のみで、どちらの計画が正しいのか不明となっております。

続きまして、計画規模でございます。提出された事業計画書には、自己所有の隣地の山林からの土や他の工事現場から出る土を確保し、留置できるとの記載がございますが、現在、資材置場を所有していない譲受人が、4,000㎡を超える資材置場の設置の計画に至った理由等の記載がございますので、この度

の申請面積が適性であるのか、及び永続的に必要となるのか確認ができておりません。

続きまして、被害防除計画についてでございます。申請地からの雨水の放流先は、被害防除計画書では、農業用排水路以外の河川又は水路となっておりますが、土地利用計画図に、流水の方向が矢印で図示されておりません。事務局で造成計画等を確認したところ、南側の水路への放流を計画されていると思われませんが、表面雨水の一部は、国道側にある既存の水路にも放流されると思われれます。また、この度の計画では、1 m以上の盛土を計画されておりますが、法面保護の施工方法についての記載もなく、水路管理者及び道路管理者にこの度の計画についての説明がなされているのか、何らかの指示があったのかについても不明でございます。

本件については、申請書の受理後、多くの補正や確認を求めましたが、期日までに対応されたものは一部であり、現時点では、農地法第5条第2項に該当するの可否の審議いただける申請内容には達しているとは考えていないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番、2番及び5番の案件につきまして、議席番号5番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

おはようございます。議席番号5番の田崎です。

1番の案件から申し上げます。

申請地は新下関駅近くの商業施設から近く、住宅団地がどんどん広がっている地域です。借受人は、申請地の隣接地に特定建築条件付売買予定地の造成を行っており、造成工事の現場事務所と駐車場として利用するため貸付人に申し出たもので、貸付人が応じたものです。現場事務所、仮設トイレ、駐車場6台として利用されます。許可期間は2年間で、終了したのち直ちに原状回復する誓約書が添付されておりました。よろしくご審議の程をお願いします。

2番の案件について申し上げます。6月7日、事務局職員2名、農業委員2名で現地調査にまいりました。

申請地は新下関駅の近くにある高台です。宅地造成が進められているところの第2種農地です。譲受人は現在借りている資材置場が宅地造成のため立ち退きとなるので、代替え地を探していたところ、譲渡人から売却の申出があり、購入を申し出たものです。譲渡人は相続してから耕作しておらず、譲受人の申出に応じたものです。農地の転用の妨げになる状況はありません。よろしくご審議の程お願いします。

5番の案件について申し上げます。6月7日、事務局職員2名、農業委員2名で現地調査にまいりました。

申請地は、新下関駅近くの宅地化が進んでいるところです。譲受人は以前より申請地付近で宅地開発を行っておりますが、いずれも計画どおり実行されており、このたび特定建築条件付売買予定地を4区画計画したものです。譲渡人3名はいずれも高齢化しており、後継者もないことから譲受人の要望に応じたものです。

汚水は合併処理浄化槽、雨水は既存の道路側溝に流し、隣接した農地側は、擁壁を設置する計画となっており、水利関係者への説明は有富町の自治会長に令和4年5月29日に行われております。申請に必要な書類はきちんと添付されていることを確認しました。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

議席2番の新久保です。3番の案件について、現地確認の結果を報告します。

6月6日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請内容は事務局の説明のとおりで、譲受人は、高齢になった両親の面倒を見るために、実家に隣接した申請地に農家住宅を計画しました。父親である譲渡人が要望に応じたものであります。

汚水は合併浄化槽から雨水とともに農業用排水路に放流するもので、隣接する畑地にはブロックで土砂流出防止を図り、また、隣接する水田には既設の擁壁と私の側溝が設けられており周辺の農地には影響がなく問題ないと思います。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いします。

金田豊和委員

議席番号16番金田です。4番の案件についてご説明いたします。

6月6日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

事務局の説明にありましたように本件は追認許可申請でありまして、寺院墓地を所有していなかった当宗教法人が、門徒の方々の利便性向上と門徒の増を図るため墓地造成を行ったもので、既に計画区画の70%余りに墓が建立されている状況でありました。

申請地は宗教法人境内建物の裏側で山林との間に位置し、2m程度の高い農地で法面には擁壁が施工されております。申請地の両サイドに農地がありますが、申請地から発生する排水は雨水のみで、そのほとんどが境内に自然流下し排水処理される状況であり、隣接農地への支障はないと思われます。周辺に適当な土地はなく、やむを得ないと思ひます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件につきまして、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

11番の河本隆一です。6月9日、事務局職員3名と農業委員2名で現地を確認に行きました。

先ほど、事務局より大変長い説明がございました。関係資料のとおりで、現地に行つて私たちが説明を受けましたが、まず非常に書類の不備が多いということです。進入路もそうですが、これだけの農地の転用であればダンプカーが必要ですがその進入すら加工するような申請になっておりません。利用目的のない農地もございまして、書類の不備があまりにも多いので、議案にも上げていただいておりますが、これは、今回この件は審議する段階ではないと思われますので、判断をよろしくお願ひいたします。

よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局及び地区委員の説明報告が終わりましたが、6番の案件については疑義があるようです。6番の案件について、詳細な説明を事務局に求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

先ほどもご説明をいたしました。事務局の事前審査においても、不明な点が多く、申請者に確認をしなければ、この度の転用面積が事業の目的からみて適正であるのかの判断もできないことから、申請者には、改めて、提出書類の補正の指示、又、計画の内容を確認いたしまして、必要な追加の資料があれば提出を求め、次回以降の総会にてご審議いただければと考えております。

以上でございます。

議長（山田会長）

状況は分かりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いします。

議長（山田会長）

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可について」のうち、1番から5番の案件については「許可」とし、6番の案件については「保留」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、1番から5番の案件については、原案のとおり許可とし、6番の案件については保留とすることと決しました。

なお、3番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 現況確認について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

総会議案書28ページをお開きください。

ご審議いただく前に、備考欄にも記載させていただいております、申請地の一部について航空写真による判定に至った理由についてご説明いたします。

総会議案書30ページをお開きください。

この度の申請地は22筆でございますが、事務局で航空写真を確認したとこ

ろ、申請地の位置が確認できない土地が1部ございましたので、事前に職員2名で現地調査を行いました。22筆中、15筆については、一部里道が確認できないほど荒れた山林の中に位置しておりましたが、現地にて申請地の確認ができましたが、残りの7筆については、確認ができませんでした。

農業委員と最適化推進委員にその旨を報告し、15筆については、現地調査をしていただきましたが、安全面等の観点から、残りの7筆については、現地調査は不可能であるとの判断に至ったものでございます。

その為、残りの7筆については、航空写真での判断とし、事務局で、現地調査終了後、必ず、現地調査を行うことを条件に、「非農地」との判断となりました。事務局にて、現地調査終了後に、改めて、職員2名で現地調査を行い、7筆の申請地を全て確認し、現地調査でご判断いただいていたとおり、「非農地」の状態でございます。

以上の理由により、申請地7筆の判断が、航空写真での判断となっておりますが、農業委員及び最適化推進委員に危険を伴う立地に位置していたことから、この度の経緯に至ったものでございます。

今後このような農地に対し、現況確認証明願の申請があることも考えられますので、安全に調査することができない申請地については、事務局職員の現地調査を条件に、航空写真での判断をさせていただければとご提案させていただくものでございます。

議長（山田会長）

ただ今、事務局より、本件の審議に関する提案がなされました。議案の審議の前に事務局提案についてお諮りします。質疑は、ございませんか。

伊田委員。

伊田喜弘委員

13番の伊田です。航空写真での判断とのことですが、白黒では判断しづらいため、カラーの航空写真を準備いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局（岡部局次長）

1点ご確認ですが、総会資料にもカラーをとということでよろしいですか。現地で委員さんにはカラーで用意していますが。

伊田喜弘委員

総会で審議を求められていますので、現地確認に行った委員だけでなく審議する委員にも準備いただければ判断しやすいと考えます。

事務局（岡部局次長）

今後、同様の案件がある場合はカラーの航空写真をご準備するようにさせていただきます。

議長（山田会長）

伊田委員さんのご意見に対しては、今回と同様の案件があった場合は、事務局で対応するというので、ご了解いただきたいと思います。事務局の提案に対して他にご質問はありませんか。

金田委員。

金田豊和委員

議席番号16番金田です。安全が確保できないとはどのような状況ですか。事務局の職員は行ったようですが。

事務局（岡本主任）

事前に事務局職員が現地の行けるとこまで行きましたが、当日確認できた場所からずっと山奥にあることが判りました。委員さんとの現地調査の時点では、農地の位置が特定できておらず、道もなく、山を歩くこととなる状況でした。実際に現地調査の日の午後に事務局職員で山の中に入りましたが、道がない中でイノシシに遭遇するような状況でした。

行けるところまでは、農業委員さんに確認いただきましたが、道のないような山の中に入っていくことは危険だと判断いたしました。

議長（山田会長）

金田委員よろしいですか

金田豊和委員

はい

議長（山田会長）

他にはございませんか。

ないようですので、本件の審議については、事務局の提案により審議することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書28ページをお開きください。

1番申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田9筆、合計面積は、5,074㎡、畑13筆、合計面積は、3,965㎡で、申請地の位置図は、29ページから33ページ、公図は34ページから42ページをご覧ください。申請地は、下関市役所長府支所から南西へ約2.1kmから約2.4kmに位置する土地でございます。

令和4年6月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

18筆については、現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

残りの4筆については、農地として管理可能な状況にありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号5番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

5番の田崎です。2号議案の案件についてご報告いたします。

6月7日に、農業委員2名、農地最適化推進委員1名、事務局職員2名とで現地調査にまいりました。

申請地は関門海峡国道2号線から山に沿って道なりに進み、所々集落があるものの、細い急な坂道を川沿い進み、木や竹や縦横無尽に垂れ下がったところをやっと潜り抜けてたどり着くことができました。

先ほど、事務局よりご説明があったとおり、7筆については、航空写真を確認し判定をさせていただいております。

まず、初めに、11筆です。議案書にも記載しておりますが、山林化していた申請地が9筆、竹が繁茂していた申請地が、2筆ございました。

1 1筆、全て「非農地」と確認しております。

続きまして、4筆については、花木が植えられていた申請地が1筆で、残りの3筆は、大部分は雑草で、今後も農地として管理可能な状況でございましたので、「農地」と確認しております。

残りの7筆についてですが、当日、事務局職員より、山林化していた申請地よりもまだ、先との報告を受け、3人で協議し、現地調査を断念することといたしました。事務局職員が、カラーで印刷された航空写真を準備しておりましたので、3人で協議した結果、私どもの現地調査終了後に再度、事務局職員で必ず、現地確認することを条件に、「非農地」と確認したものでございます。

事務局職員からも、現地調査した結果、申請地は、雑木や竹等が繁茂しており、私どもの判定と同じ、「非農地」であったとの報告を受けております。

よろしくご審議の程お願いいたします。

また、今回の現地確認で、どんなへき地でも命を守るため、農地を求めた人々の生活があったことを思い知らされました。私たち国民は、農地を守り、農地が今を生きる人々になくてはならないものになるよう、国策として考えなければ国の未来はないのではないかと、今回の現地確認で強く、強く思ったところです。

議長（山田会長）

結果報告と合わせて、今回の現地確認を踏まえた田崎委員のご感想をいただき、ありがとうございます。事務局及び地区委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第2号 現況確認について」、1番の案件については、議案書記載のとおり、22筆のうち18筆については「非農地」とし、4筆については「農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 競売に係る買受適格証明（耕作目的）について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明します。

総会議案書43ページをお開きください。

これは、競売に係る土地が農地であるため、競売参加人から買受適格証明書の交付について申請があったものです。なお、買受適格の有無の判定ですが、申請内容が耕作目的であれば、農地法第3条の許可の判断基準で行うようにと、平成28年3月30日の農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」で基準が示されています。

また、落札後には、改めて農地法第3条の許可申請が必要となりますが、同通知では、「農業委員会は、会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくものとする」とされています。

1番、2番、申出者の経営状況、競売参加の理由は議案書記載のとおりです。競売される土地の位置は、44、45ページ、1番の申出者から提出された公図は46、47ページ、2番の申出者から提出された公図は、48ページでございます。競売される土地は、下関市役所菊川総合支所から南西へ約1.5kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった、農業振興地域内の農用地でございます。申請地は、1番の申出者の[]に位置しており、2番の申出者の[]に位置しております。

1番の申出者は、取得後、大根や馬鈴薯等の野菜の栽培やシイタケの原木栽培をする予定です。2番の申出者は、取得後、水稻を栽培する予定です。

総会議案書43ページをお開きください。

議案書にも記載しておりますが、1番の申出者は、現在、農地を所有しておりませんが、取得後は、6,090㎡となります。また、営農計画書には、申出者を含め農作業に従事予定の家族全員が、野菜やシイタケ栽培等の農業経験者で、農作業に必要な耕うん機、トラクター等の農機具についても購入予定との記載がございました。

事務局は、各申出者は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられることから、耕作目的での買受適格者としての要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果

の報告をお願いします。

それでは、議席番号13番 伊田喜弘委員、報告をお願いします。

伊田喜弘委員

13番の伊田です。調査の結果をご報告いたします。

令和4年6月9日に事務局3名と農業委員2名で現地を調査いたしました。事務局からの説明内容のとおりでございますが、調査の結果を説明いたします。

申出内容は、「農地等の競売に係る買受適格証明」を求めたものでございます。端的には競売に参加するのに農業者としての適格があるかどうかを判断するものでございます。申出対象者は2名です。

まず、Aさんは、当該農地の近隣に住み55年間の農作業経験のある方です。次に、Bさんは、会社員で農作業経験は5年しかありませんが、家族内に20年間の農作業経験者がおられる方です。また、当該農地までの■■■■■■■■との申出でございます。

2名の方の営農計画について、それぞれ説明いたしますと、Aさんは水稻の作付の計画です。Bさんは野菜の栽培とシイタケ栽培の計画です。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

金田委員。

金田豊和委員

議席番号16番金田です。確認ですが、1番の方ですが、シイタケの原木栽培となっておりますが、シイタケ栽培ですか、それともシイタケ用の原木の栽培、木を植えるということですか。

事務局（岡本主任）

シートをかけてシイタケの栽培をするとのことでした。

議長（山田会長）

下田委員。

下田敏純委員

7番の下田です。1番の方ですが、■■■■■■■■とかなり遠いのですが、実績もなく、

これまでは実績をつくってから農業者として認めるというのが、通例と思うのですが。

まずは、利用権で実績をつくって、それから農地を購入していくのではないのでしょうか。紙の営農計画だけで適格を判断するのは疑義を感じます。

議長（山田会長）

今、下田委員から疑義の申出がありましたが、農地等の競売に係る買受適格証明の案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（岡本主任）

今回、1番の方については、元々はお母さんが■■■■の出身です。

実績についての話ですが、本人も農業従事される方全員も農業をされているとの営農計画書の記載となっています。今回については、営農計画書等でご審議いただくしかありませんので、事務局では、機械はありますかという質問をし、機械は持っていませんが落札した場合はこういった機械を購入するという資料も添付されておりますので、こうした資料で審査いただくこととなります。

議長（山田会長）

田崎委員。

田崎育子委員

5番の田崎です。先ほど下田委員さんが言われましたが、お母さんが■■■■出身ということではありますが、Iターンされるということでしょうか。今までにも農地を貸して、途中で農業はできないということをやめられて方もいらっしゃいましたので、もう少し慎重にした方がとは思います。

事務局（岡本主任）

営農計画書に記載はありませんが、事務局の方で聞き取りをした際には、いずれはIターンをして地元で営農したいとの話は聞いております。

議長（山田会長）

坂田委員。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。■■■■から営農するということで本当にできるのかが議論となっていますが、私の友人にも菊川出身ではありますが、博多から菊川に通

ってシイタケの栽培とかをされて頑張っておられる方もいます。従事される方の中に20年経験のある方もおられますし、本人も頑張ってやっていくという意欲を示されていますので、見守ってあげても良いのではないかと思います。

議長（山田会長）

伊田委員。

伊田喜弘委員

13番の伊田です。現地確認をした委員として一言つけ加えさせていただきたいのですが、まずは競売というシステムですね。これは競売にいつまでに申し込みしなさいという期限が定められてございます。その期限までに申し込まないといけないとことで、もちろんいくら資金がありますからということで申し込まれます。

先ほど経験を見てからとのお話もありましたが、そうすると期限に間に合わなくなるという競売システムの問題があります。事務局から話もありましたが、書面で審査をせざるを得ないということで、事務局も申出書や営農計画書などで判断をし、現地を確認し、競売の参加することについては問題ないと思ったものです。

議長（山田会長）

金田委員。

金田豊和委員

議席番号16番金田です。先ほどの件ですが、シイタケ栽培ということで、取得した農地で原木の栽培はできないということを申出者に確認していただきたいと思います。

事務局（岡本主任）

申出者が誤解していてもいけませんので、総会の結論が出ましたら申出者には伝えたいと思います。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第3号 競売に係る買受適格証明（耕作目的）について」、1番及び2番

の案件について、申出者が、競売に係る買受適格者であることを証明すること及び事務局から説明のありました「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」に基づき、申出者が競売による落札後に農地法第3条の申請をし、申請内容が「買受適格証明書」の内容と著しく相違がないと会長が認めた時は、「農地法第3条の申請」も併せて許可することについて賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しましたので、申出者に「買受適格証明書」を交付するとともに、申出者が競売による落札後に農地法第3条の申請を行い、申請内容が「買受適格証明書」の内容と著しく相違がないと会長が認めた時は、「農地法第3条の許可書」を交付することといたします。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に議席番号■■■■番■■■■委員が該当していますので退席をお願いいたします。

（■■■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。

総会議案書49ページをお開きください。

1番 この案件は、令和4年6月30日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、50ページから56ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和4年6月30日公告予定分）」をご覧ください。この案件は、利用権に係る決定です。

別紙「議案第4号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。
それでは、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

それでは■■■■委員、着席をお願いいたします。

（■■■■委員 着席）

議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書57ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番 内容につきましては、58ページの「1. 農用地利用配分計画（案）（下関区域分）」と、59ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

2番 内容につきましては、60ページの「1. 農用地利用配分計画（案）（豊田区域分）」と、61ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（豊田区域分）」をご覧ください。別紙「議案第5号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

それでは■■■■委員、着席をお願いいたします。

（■■■■委員 着席）

議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご説明します。総会議案書62ページをご覧ください。

提案理由は、62ページに記載しておりますとおり、農地法第52条により賃借料情報を提供するに当たり、公表内容について決定を求めようとするものでございます。賃借料の情報提供につきましては、平成21年12月の改正農地法施行後、実施しているものでございます。

63ページをお開きください。63ページの「農地賃借料情報（令和3年度）【案】」は田についてお示ししており、昨年度設定された利用権を使用貸借と賃貸借に区分し、賃貸借の中で、金納と物納、10a以上と未満に区分して、地域ごとに賃借料の最高値と最低値と平均値を表にしたものでございます。

下関区域は14地区、豊浦は5地区、菊川は3地区、豊田は5地区、豊北は8地区に区分しております。64ページは畑についてお示ししており、同様に数値をまとめたものでございます。

続いて「議案第6号関係資料」をご覧ください。こちらは、総会議案書63、64ページの賃借料情報を5区域のみに区分し、表にしたものでございます。

関係資料の裏面をご覧ください。こちらは、令和元年度、令和2年度及び

令和3年度の賃貸借の数値をまとめたものでございます。

なお、承認後、関係資料の表面の内容を市のホームページへ掲載いたします。また、総会議案書63, 64ページの内容につきましては、利用権設定期間終了通知を送付する際に同封し、事務局窓口や農協支所等でも希望者へ配布できるようにする予定でございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「農地法第52条の規定による「賃借料」の情報提供について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農業委員会法第37条の規定による情報の公表について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

議案書に訂正があります。65ページ、提案理由について、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」については、先月の総会で「令和4年度最適化活動の目標の設定等」で諮っていますので、記載の削除をお願いします。

それでは、お手元に配布いたしております議案7号関係資料に基づきまして、内容説明をさせていただきます。

農業委員会法第37条に、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表をするよう規定されております。公表の方法といたしましては、平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知に定める別紙様式2「活動の点検・評価」によることと農林水産省経営局農地政策課長から通知されています。

従いまして、「令和3年度の点検・評価」に整理いたしましたので、今回の総会で承認をいただきましたら、市のホームページに掲出するとともに、県を通じ国に報告いたします。

1ページをご覧ください。「農業委員会の状況」として、本市の「農業の概要」及び「農業委員会の現在の体制」を記載しております。

「1 農業の概要」は、耕作面積は農林水産省の耕作及び作付面積統計、経営耕地面積は農林業センサスのデータによるものでございます。また、遊休農地面積は利用状況調査結果を、農地台帳面積は農地台帳を基にそれぞれ記載しております。

「2 農業委員会の現在の体制」は記載のとおりでございます。

続きまして2ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」をご覧ください。

「1 現状及び課題」は記載のとおりでございます。「2 令和3年度の目標及び実績」は、集積実績は2,355ha、達成状況は92.5%でございました。「3 目標の達成に向けた活動」、「4 目標及び活動に対する評価」は記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてご説明いたします。「1 現状及び課題」は記載のとおりでございます。「2 令和3年度の目標及び実績」は、参入面積目標18.8ヘクタールに対し、参入実績面積は3.4haにとどまり目標を達成できませんでしたが、参入経営体数は参入目標6経営体に対し、実績として7経営体が参入いたしました。なお、「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」は記載のとおりでございます。

4ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置に関する評価」についてご説明いたします。「1 現状及び課題」は記載のとおりでございます。「2 令和3年度の目標及び実績」ですが、解消目標2haに対し、解消実績は45haでございました。なお、「3 目標の達成に向けた活動」及び「4 目標及び活動に対する評価」は記載のとおりでございます。

5ページをご覧ください。「違反転用への適正な対応」についてご説明いたします。「1 現状及び課題」、「2 令和3年度実績」及び「3 活動計画・実績及び評価」はそれぞれ記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございますが、記載のとおり、農地法第3条に基づく許可事務に係る昨年度の処理件数は合計51件、農地転用に関する事務に係る処理件数は合計152件でございました。

7ページをご覧ください。「農地所有適格法人からの報告への対応」及び「情報の提供等」の状況でございますが、それぞれ記載のとおりでございます。

8 ページには、「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」及び「事務の実施状況の公表等」について記載しております。

説明は以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

金田委員。

金田豊和委員

議席番号16番金田です。4ページの遊休農地の解消実績について、45haとありますがこの内容は。

事務局（中川事務局長補佐）

詳細な内訳は本日準備していませんが、非農地判断の件数が多くありまして面積が大きくなっており、それに解消した面積が加わってのものです。

金田豊和委員

非農地判断によるものが、遊休農地の解消となるのですか。

事務局（中川事務局長補佐）

報告上は非農地判断された農地も解消面積に計上するようになっておりますので、統計上はこのような数値となります。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。「議案第7号 農業委員会法第37条の規定による情報の公表について」賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

本日の審議事項はすべて終了いたしました。

議長（山田会長）

次に、日程第8「報告第1号」から、日程第18「報告第11号」までを一括

して、事務局より報告を求めます。

事務局（岡部局次長）

ご報告いたします。

総会議案書66から68ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、11件ございました。

69ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等はそろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

70ページ、報告第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

75ページ、報告第4号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

80ページ、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等はそろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

81ページ、報告第6号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

82ページ、報告第7号「現況確認について」は、2件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

89ページ、報告第8号「農地造成届について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理通知書を交付いたしました。

96ページ、報告第9号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

97から98ページ、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

99ページ、報告第11号「農地の転用事実に関する証明について」は5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から報告第11号までについて、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

岩本委員。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。確認しておきたいと思いますが、議案第2号の現況確認のところで、現地がどうしてもわかりにくい時は航空写真をつかってということでしたが、特に私達郡部にあっては非常に山間部が多くてなかなか入れないところも多く、こういった所が出てくるのではないかと考えられますが、その場合には、航空写真を利用して今後は取り組んでいかれるのかという所を確認しておきたいのですが。

事務局（岡部局次長）

議案第2号でご説明させていただきましたが、今回と同様の案件がありました場合は、そういった方法を現地で農業委員の確認をとりながら進めさせていただくということで、ご承認いただいたと理解しております。

議長（山田会長）

航空写真は、新たな取組みで、例えばですがドローンによる撮影をやっている農業委員会もあります。その方法もあるとは思いますが、ただ、やみくもに全てという形での対応は必ずしも賛成はできませんが、やはり危険を伴う現地確認については、確認の方法として考えて行くべきだと思います。

他にございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度第3回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時01分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....